

「航空法施行令の一部を改正する政令案」、「航空法施行規則等の一部を改正する省令案」等  
に関する意見募集について

令和4年4月  
国土交通省航空局

国土交通省では、航空法等の一部を改正する法律（令和3年法律第65号）の一部施行に向けて、別添のとおり、航空法施行令（昭和27年政令第421号）、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）等の一部改正等を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。お寄せいただいたご意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

「航空法施行令の一部を改正する政令案」、「航空法施行規則等の一部を改正する省令案」等について（別添）

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省 航空局 無人航空機安全課において資料を配布します。

3. 意見募集期間

令和4年4月20日（水）から令和4年5月19日（木）まで（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）のパブリックコメント意見提出フォームにより日本語にて意見を提出するか、意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

①電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：hqt-ngam-public@gxb.mlit.go.jp

②郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 航空局 無人航空機安全課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただきます可能性があるので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. お問い合わせ先

国土交通省 航空局 無人航空機安全課 意見募集担当

電子メールアドレス：hqt-ngam-public@gxb.mlit.go.jp

(意見提出様式)

国土交通省 航空局 無人航空機安全課 意見募集担当あて

「航空法施行令の一部を改正する政令案」、「航空法施行規則等の一部を改正する省令案」等  
に対する意見

1. 氏名

2. 住所

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意見  
(該当箇所)

(意見)